

## よくあるご質問

Q だれがマイナンバーカードを作れるの？

A 2015年10月5日以降に一度でも日本国内に住民登録されたことのある日本国籍者で、現在日本国内に住民登録のない国外転出者です。



Q 以前に返納して還付されたマイナンバーカードは再度利用できるの？

A 返納したマイナンバーカードは再度有効化することは出来ませんので、改めて申請をしてください。



Q 海外で取得したマイナンバーカードは帰国しても日本で使えるの？

A 日本国内の市町村に転入届とあわせてマイナンバーカードの記載事項変更の申出を行うことで国内でも引き続き利用できることになります。



Q 在外公館への在留届の提出は不要になるの？

A 在留届は引き続き管轄の在外公館に提出が必要です。在留届については▼  
 で検索することも可能です。マイナンバーカードには国外の住所は書かれません。

## お問い合わせ

カードに関するご質問・詳しい情報

国外転出者向けマイナンバーカードホームページ  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>



カード紛失時のご連絡  
(24時間対応)

マイナ  
03-6734-0170

## 海外からのマイナンバーカード申請方法

### 1 申請

#### 方法① 在外公館・市町村の窓口で提出

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って窓口へ提出。在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村のいずれでも提出できます。

#### 方法② 本籍地市町村に郵送

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って郵送。

#### 交付申請書のダウンロード先

交付申請書については、下記のURLまたは、QRコードから入手することができます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/format/>



### 2 受取

#### ① メールが届く

概ね2ヶ月ほどで交付準備ができた旨の連絡がメールが届きます。

#### ② 受取場所へ行く

交付申請書に記載した受取場所に、受け取りに必要な本人確認書類等をお持ちになり、案内された期限までに交付場所に本人がお越しください。受取場所は、在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村の中から選ぶことができます。

海外でも

# マイナンバー カードが作れます

2024年 5/27 から

## マイナンバーカード 国外利用が始まります!



デジタル庁

総務省  
Ministry of Internal Affairs and Communications

外務省  
Ministry of Foreign Affairs of Japan

## 交付申請書・暗証番号設定依頼書の記入の際の注意点

### 【 交付申請書 】

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

氏名: 番号 花子

住所: 2190 N. Canal Street, Orange, CA 92865 USA

生年月日: 昭和60年9月1日

電話番号: 0714-283-3551

住所: 神奈川県横浜市港北区

国外での住所を英数字で記入してください。

国外に転出する際に、住所地市町村に届け出た転出届に記載した転出予定日を記入してください。

カードの受取場所を記載してください。

メールアドレスや電話番号は、市町村や在外公館からのご連絡に使用しますので、交付時まで連絡の付く連絡先をご記載ください。

政令指定都市の場合は区までご記載ください。

日本国内から連絡する可能性がありますので、電話番号は国番号から記載してください。

カードの受取に同行する可能性がある法定代理人が2名いる場合は、両名について記載してください。

「1(小文字エル)」と「1(数字のいち)」などの読み間違いを防ぐために、振り仮名をご記入ください。

【署名用電子証明書の暗証番号】  
英大文字と数字の両方を使い6文字以上16文字以内

【利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、券面事項入力補助用の暗証番号】  
数字4桁(3つの暗証番号は共通にすることが可能です。)

直近(3ヶ月以内)に戸籍の届出を行った場合は、  
を黒く塗りつぶしてください。

15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人氏名	本人との関係
代理人住所	
代理人電話番号	

### 【 暗証番号設定依頼書 】

(1)戻り印のどちらかにチェックを記入してください。

(1) 暗証番号を設定する (2) いずれの暗証番号も設定しない (原簿にマイナンバーカード)

(1) 変更済みのみ以下の欄に設定する (2) 番号を記入してください

フリガナ	1	2	3	4	5	6
①署名用電子証明書 暗証番号	A	B	C	9	8	7
②利用者証明用電子証明書 暗証番号	9	8	7	6		
③住民基本台帳用 暗証番号	9	8	7	6		
④券面事項入力補助用 暗証番号	9	8	7	6		

## 申請写真のチェックポイント

**サイズ**  
(縦4.5cm×横3.5cm)

- 最近6ヶ月以内に撮影
- 正面、無帽、無背景のもの
- 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

- 顔が横向きのもの
- 無背景でないもの
- 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- 背景に影のあるもの
- ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

こういうのはやめてね

顔写真のチェックポイントに関するページはこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/photo/>



## 受け取りに必要な本人確認書類

- ① 在外公館で受け取る場合 → 旅券(※)
- ② 市町村で受け取る場合 (次の書類が1点ずつ必要です)
  - ① 旅券(※)
  - ② 通常のマイナンバーカード交付の際に提示が求められる本人確認書類

(※) 戸籍上の氏名、生年月日が記載されている有効な旅券に限りです。

受け取りに必要な本人確認書類等に関するページはこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>



## 日本国内で使っていたマイナンバーカードをそのまま海外で使う方法は？

海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市町村で転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口へ提出して海外継続利用の手続きを行ってください。

手続き終了後にお返ししたマイナンバーカードは、引き続き海外でもご利用できます。